

子ども医療費 助成制度について



市では、子どもが病気やけが等により医療機関を受診した際にかかる医療費を助成しています。

対象者

下田市に住所があり、健康保険に加入している中学3年生までの子ども（15歳到達後最初の3月31日まで）。
※健康保険に加入していない方、生活保護受給世帯の方は対象外です。

制度内容

保険診療の一部負担金額と入院時食事療養標準負担額を市が負担します。
※保険適用外の診療費用については助成対象外です。

利用方法

健康保険証と受給者証を合わせて医療機関・薬局の窓口提出してください（毎回提出が必要です）。

こんなときは
申請が必要です
【償還払い
（医療費の払い戻し）】

次に該当するような場合、受診した日から1年以内に申請をすることで、医療費が払い戻される場合があります。

- 領収書類等を持参の上、福祉事務所社会福祉係（窓口⑥）で申請してください。
- 県外で診療を受けたとき
- 健康保険証及び受給者証を持たずに受診したとき
- 医師が必要と認めた治療用装具を購入したとき
- 保険給付に準じて行われる柔道整復師及び鍼灸師の施術を受けたとき
- 未熟児養育医療等の公費負担医療において徴収された一部負担金を申請するとき
- その他やむをえない理由により受給者証を提出できずに受診したとき

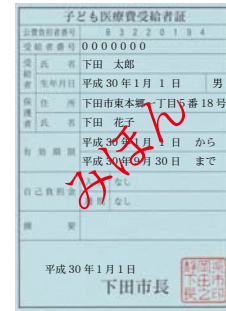
対象年齢を拡大します

市では、子育て世代の経済的負担を軽減し支援するため、平成30年10月1日診療分から対象を18歳到達後最初の3月31日まで（高校3年生相当年齢）へと拡大します。

※助成内容の変更はありません
※保護者の方に扶養されているかどうかは関係ありません

9月は受給者証の 更新手続があります

受給者証更新の対象者と10月1日診療分から新たに対象となる方には、申請書等を郵送しますので、9月中旬に手続をお願いいたします。



※有効期限の切れた受給者証は使用できませんので、ご注意ください。

申請・問合せ先
福祉事務所社会福祉係
（窓口⑥） ☎22216

市役所でカンタン！ マイナンバーカード

をつくらう！



マイナンバーカードは、顔写真付き身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請など、今後様々な活用が進んでいく予定です。



市では、マイナンバーカードをより簡単かつ便利に申請していただくため、次のサービスを開始しました。

写真を用意するのが面倒、書類の書き方が分からない、など今まで申請を見送っていた方も、職員が申請のお手伝いをいたしますので、この機会にぜひご利用ください。

①顔写真撮影サービス（無料）

マイナンバーカードの申請に必要な顔写真を、市役所窓口で撮影します。

②本人限定受取郵送での受け取り

申請時に、通知カードの回収と本人確認、暗証番号の決定を行い、暗証番号の設定されたマイナンバーカードを本人限定郵便でお送りします。
手続に必要なもの
交付申請書、通知カード、本人確認書類（※）、印鑑
※本人確認書類
1点でよいもの
運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳など
2点以上必要なもの
健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、社員証など
※2点以上での本人確認の場合は、事前にお問い合わせください。

また、従来通りの郵送による申請とスマートフォンやパソコンによる申請も受け付けておりますので、そちらもご利用ください。

問合せ先 市民保健課市民係
（窓口②） ☎22215

伊豆急下田駅周辺地区まちづくりミーティング 参加グループを募集します

現在の市役所本庁舎（東本郷）周辺が、より活気あふれる居心地のよい場所になるように、市では移転に伴う市庁舎跡地と駅前広場、周辺の民有地を含む敷地一帯を「伊豆急下田駅周辺地区」として位置づけ、再整備基本構想の策定を始めました。

市では、本地区の今後のまちづくりに関して、皆さまの考えやアイデア等を伺い、基本構想に活かしていきたいと考えています。つきましては、まちづくりミーティングに参加いただき、検討してみたいと思う方々をグループ単位で募集します。



駅前広場（改札出口側）



市庁舎から本地区を望む

募集グループ 5グループ

（1グループあたり5～10名。法人等の組織は問わず、気の合う個人の仲間同士でも構いません。）

開催期間 平成30年10月から平成31年1月末まで（期間中に全3回開催します。）

開催場所 下田市役所など

検討テーマ 第1回目 現地点検

第2回目 駅前周辺整備の事例と手法を学ぶ勉強会（合同）

第3回目 目指すべき姿や具体的な取組と施設配置の検討



応募方法 グループの代表者の住所、氏名、電話番号、グループの人数・参加者名、グループの特徴を、FAX、Eメール、電話又は直接建設課窓口までお申込みください。

募集期限 9月25日（火）まで

- その他
- 開催日は決定したグループと相談します。
 - 市職員が進行役となって団体ごとにミーティングを行います（第2回は合同）。
 - ミーティングの参加に伴う報酬、交通費等の支給はありません。

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎22219 FAX271007 ✉kensetsu@city.shimoda.lg.jp

助けあい、支えあう 「年金」についても大事

問合せ先 市民保健課国保年金係（窓口③） ☎23922

日本年金機構からお知らせ

平成28年7月1日から、30歳未満を対象とした若年者納付猶予制度の対象年齢が拡大され、50歳未満を対象とした納付猶予制度となりました。ただし、平成28年6月以前の期間は、引き続き30歳未満であった期間が納付猶予制度の対象となります。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合には、納付猶予制度のほかに、免除制度等もありますので、お気軽に国保年金係（窓口③）へご相談ください。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続によって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方の財産を差し押さえることがあります。

「免除」と「納付猶予」の違い

保険料の「免除」と「納付猶予」（学生の場合は学生納付特例）は、下の表のとおり、その期間が年金額に反映されるか否かで違いがあります。保険料免除・納付猶予（学生納付特例）は10年以内であれば、後から追納して老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることが可能です。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	（受給資格期間への算入）
納付	○	○	○
全額免除	○	○	○
一部納付	○	○	○
納付猶予	○	×	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×